

建築基準法関連政省令（建築基準法の改正に伴う政省令の整備等）の改正案に寄せられたご意見の要旨と国土交通省の考え方

寄せられたご意見の趣旨	国土交通省の考え方
○構造耐力上の危険性が增大しないことについては、建築主事や指定確認検査機関が判断することで構わないか。	構造耐力上の危険性が增大しないことについては、建築主事や指定確認検査機関が判断することで構いません。
○構造耐力上の危険性が增大しないとはどういうことか。	構造耐力上の危険性が增大しないこととは、重い屋根に葺きかえないこと等を想定しております。
○定期調査報告概要書等について、閲覧する書類の枚数を減らして頂きたい。	御指摘をふまえ、指摘があったものについてのみ施設ごとの様式を添付する等の措置を致しました。
○定期調査報告概要書について、定期報告の申請書の添付図書に位置づけて頂きたい。また、申請者より提出のあったもののみ閲覧対象として頂きたい。	御指摘のとおり、定期調査報告概要書について、定期報告の申請書の添付図書に位置づけました。また、申請者より提出のあったもののみが閲覧対象です。
○定期調査報告概要書等について、直近に報告されたもののみを閲覧に供することとして頂きたい。	以前の定期調査等で受けた指摘に対して、きちんと処置をしているかどうかを明らかにするため、直近の定期調査報告概要書等以外についても閲覧に供することとしています。
○定期調査報告概要書等の指摘の概要については、調査者の判断であり、建築主事や特定行政庁の判断ではないので閲覧させるべきではない。	調査者は、一級建築士、二級建築士等の資格者であり、定期調査報告概要書等の指摘の概要について、今後重要度が増してくる建築物のストック管理の観点から閲覧の対象としています。
○フレキシブルディスクの様式を残していただきたい。	統一様式の必要があれば、適宜、日本建築行政会議等において、特定行政庁間で調整して定めて頂ければと考えております。
○全体計画認定の報告書として、「認定工事着手届」、「認定工事完了届」を定めるべきである。	全体計画認定の申請書のなかで、工事着手予定日、工事完了予定日を記載することとしており、それに基づき、必要に応じて法第86条の8第4項や法第12条第5項に基づき報告を求めることとして下さい。
○エキスパンジョイントによって接合された独立部分「A」、「B」からなる既存不適格建築物について、エキスパンジョイントを介して「B」に接して新たに「C」を増築した場合、「B」は遡及適用されないこととすべきと考えるが如何。	従来、既存不適格建築物について増築等を行う場合は、即時に建築物全体について現行規定への遡及適用を行うこととしていましたが、増築部分(=「C」)が既存部分(=「A」+「B」)の1/2を超えず、かつ、「C」及び「B」の部分について平成17年度国土交通省告示第566号に規定した構造方法に適合する建築物について規定の合理化を図ったところです。また、増築部分(=「C」)が令第137条の2第2号に適合する建築物については、既存部分「B」への遡及適用はされません。
○バリアフリー化対応のためのエレベーター増築については、既存不適格部分について、増築部分の面積に抛らず遡及適用されない措置をお願いしたい。	本来、既存住宅棟の耐震改修については、エレベーター棟の増築等の投資機会に行うことが安全面の観点から望ましい姿ですが、住民の合意形成の困難性、財政上の問題等により進捗しない状況がありました。こうした状況を改善するため、令第137条の2第2号に適合する一定の面積以下の増改築に限り既存住宅等について遡及適用しないよう規制の合理化を図ったところです。
○施行日以前に提出された建築計画概要書を閲覧に供する際は、建築主の電	施行日以前に提出された建築計画概要書についても、建築主の電話番号を閲覧に供しないこ

話番号を閲覧に供することとなるのか。	とすべきであると考えております。
○建築計画概要書から、電話番号のみでなく、建築主に関する情報をすべて削除すべきである。	閲覧制度は、周辺住民に、その近隣に建築される建築物が違反建築物であるか否か、その建築物によって自らの敷地や建築物等がどのような影響を受けるかなどを知らせるとともに、無確認建築物の売買等も防止して善意の買主を保護するために設けられています。一方、個人情報の保護も重要であることに鑑み、今般、電話番号を削除することとしたところです。
○「 <input type="checkbox"/> 法不適合の指摘あり(<input type="checkbox"/> 既存不適格建築物)」を「 <input type="checkbox"/> 不適合の指摘あり」に修正した趣旨如何。	既存不適格建築物は、現行の建築基準法について、適合していない規定はあるものの、建築基準法第3条第2項の規定により、違法状態にあるわけではありません。これを明確化するために修正したものであり、従来よりも検査項目を広げる趣旨ではありません。